

損害賠償金の支払について

平成13年10月9日に滋賀県立北大津高等学校で発生した生徒の暴行事件に関し、被害生徒およびその親権者から県および加害生徒等に対し提起された民事訴訟について、平成19年3月19日に下された大津地方裁判所の判決を受けて、次のとおり損害賠償金を支払うこととする。

- 1 支払金額 167,837,582円
- 2 支払予定日 平成19年5月16日

(参考)

1 事件の経過

平成13年10月 北大津高等学校格技場において暴行事件発生

平成14年 5月 民事調停申立(調停不調)

平成17年 6月 原告民事訴訟申立

平成19年 3月 判決言渡

2 判決骨子

被告滋賀県、加害者生徒4名は連帯して、次の金員を支払え

原告(被害生徒)に対し135,853,594円、これに加え126,153,594円に対して
事故日(H13.10.9)から支払日までの年5%の割合の金員および9,700,000円
にして訴状到達日(H17.7.12)から支払日までの年5%の割合の金員

原告(被害者の父・母)に対し各1,650,000円、これに加え1,500,000円に
対して事故日(H13.10.9)から支払日までの年5%の割合の金員および150,000円に
対して訴状到達日(H17.7.12)から支払日までの年5%の割合の金員
訴訟費用のうち4分の3を被告の負担とする。